

みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R5-No.2 (2023.3.2)

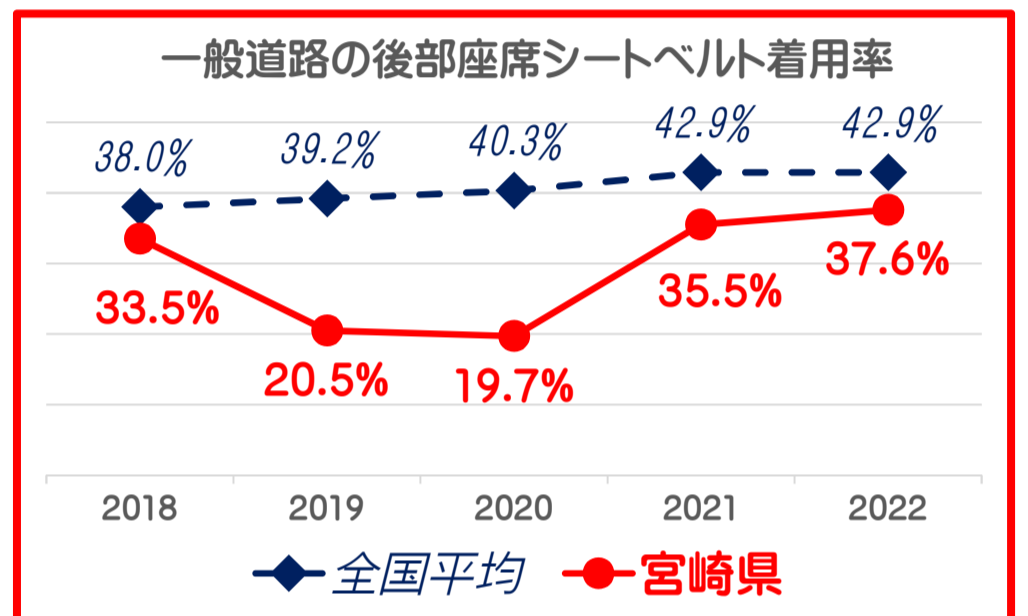


一般道路でも高速道路でも全座シートベルト着用!!

警察庁と一般社団法人日本自動車連盟(JAF)が令和4年10月11日から12月3日までに合同で実施したシートベルト着用状況の全国調査の結果、宮崎県の一般道路における後部座席のシートベルト着用率は37.6%と、全国平均を下回っています。

道路交通法により、シートベルトを備えている自動車を運転するときは、一般道路でも高速道路でも、運転者自身がシートベルトを着用するとともに、助手席や後部座席の同乗者にも着用させなければなりません(病気等のやむを得ない理由がある場合を除く。)

R 4 全国 調査結果	一般道路			高速道路		
	運転席	助手席	後部座席	運転席	助手席	後部座席
宮崎県	99.6%	97.9%	37.6%	100%	100%	86.4%
全国平均	99.1%	96.9%	42.9%	99.6%	98.7%	78.0%



後部座席でシートベルトをしていないとどうなる？

1 車内で全身を強打する可能性

交通事故の衝撃で、あなたはすさまじい力で前席や天井、ドア等にたたきつけられることとなります。仮に、時速60kmで進んでいる車が壁等に激突した場合、高さ14mのビルから落ちるのと同じ衝撃を受けます。

2 車外に放り出される可能性

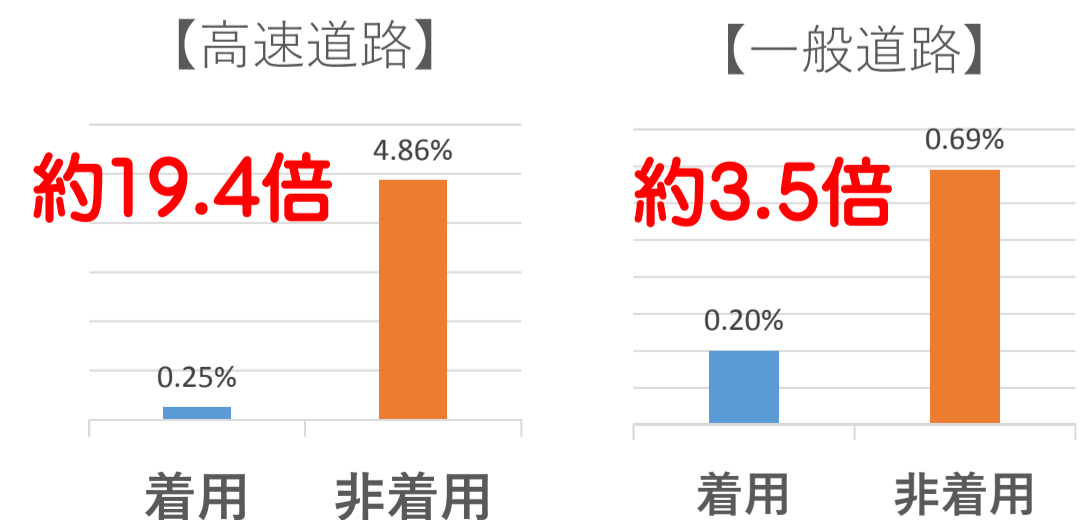
衝突の勢いが激しい場合、後席から車外に放り出されることがあります。車外に放り出されると、堅いアスファルトに体をぶついたり、後続車両にひかれたりすることで、最悪の場合は命を落としてしまいます。

3 前席の人が被害を受ける可能性

衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人はシートとエアバッグで挟まれ、頭に大けがをすることなどにより、命を奪われることもあります。後席の人がきちんとシートベルトを着用することは、前席の人の命を守ることに繋がっています。

交通事故時の致死率の違い (H29~R3)

損害賠償等で不利益になることも!



被告が加害車両のハンドル操作を誤り、加害車両を縁石等に衝突させて転覆させ、同乗者(原告)が傷害を負った事故につき、被告の指示により原告がシートベルトを外していたとはいえ、シートベルトの着用は同乗者が自らの判断で行うべきものであり、シートベルトの不着用が損害発生または拡大に寄与していたとして、10%の過失が認められた。(大阪地裁平成22.11.1交民集43巻6号1401頁)



POINT!
シートベルトをしていなかったことが過失とされることも

毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。